

富山福祉短期大学における公的研究費に係る不正防止計画

(目的)

第1条 富山福祉短期大学（以下「本学」という。）において公的研究費の適正な使用を徹底するため、「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定（平成26年2月18日改正））において要請されている「不正防止計画」を作成し、以下の内容について実施するものとする。

(管理運営体制の整備)

第2条 公的研究費に係る不正防止に向けた管理・運営体制を整備し、不正防止計画を策定し、公的研究費の不正防止に努める。

(不正防止のための事項の実施)

第3条 公的研究費に係る不正防止のために、次の事項を速やかに実施する。

(1) 物品検収の確実な実施

本学に納入される物品検収は「富山福祉短期大学における公的研究費の運営・管理体制に関する取扱規程」（以下「公的研究費の運営・管理体制に関する取扱規程」という。）第18条で定めるとおりとする。

(2) 旅費の事実確認

出張者が「出張報告書」を作成するにあたり、用務内容によって次の手続きを行うこととし、「公的研究費の運営・管理体制に関する取扱規程」第13条で定める不正防止計画推進の担当部署は無作為抽出による事実確認を不定期に実施する。

ア 研究打ち合わせ等の用務で出張したときは、「出張報告書」に打ち合わせの相手方の所属・氏名を記述すること。

イ 学会出席等の用務で出張したときは、「出張報告書」に参加証及び大会要旨または当日配付される資料1部を添付すること。

(3) 謝礼の事実確認

不正防止計画推進の担当部署は、研究補助者等の勤務状況の事実確認を無作為抽出により不定期に実施する。

(4) 研究者によるルール遵守

公的研究費に採択された研究者は、学長に対し、関係ルールを遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(5) 内部監視体制の強化

ア 適正な事務処理を執行するために、内部監査を不定期に行う。監査結果は毎年取りまとめ、学内に周知を図る。

イ 内部監査に係る要綱は、別に定める。

(6) 告発を受け入れる体制の整備

ア 公的研究費に係る不正の告発の受入窓口は、「富山福祉短期大学における研究活動等に係る不正行為への対応等に関する規程」の定めによる。

イ なお、窓口と併せて告発者を保護するためのルールについても学内外に周知徹底を図る。

(7) 告発案件処理システム

ア 告発が受け入れられた場合、「富山福祉短期大学における研究活動等に係る不正行為への対応等に関する規程」に基づき、学長が速やかに事案毎に調査委員会を設置する。

イ なお、不正があったと認めた場合には、関係府省庁等に報告を行うとともに、懲戒処分等の適正な措置を講ずるものとする。

(8) 教職員へのコンプライアンス（法令遵守）の徹底

公的研究費の不正防止のため、上記（1）～（7）に基づき

新たに設けられる学内諸規程等の内容について、周知を図るための説明会等を実施する。

（計画の改定）

第4条 今後も、文部科学省等からの情報提供、他の研究機関における対応等を参考にしながら、本計画の見直しを実施することとする。

2 この計画の改廃は、運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成22年10月1日から施行する

1. この規程は、平成27年9月29日から施行する